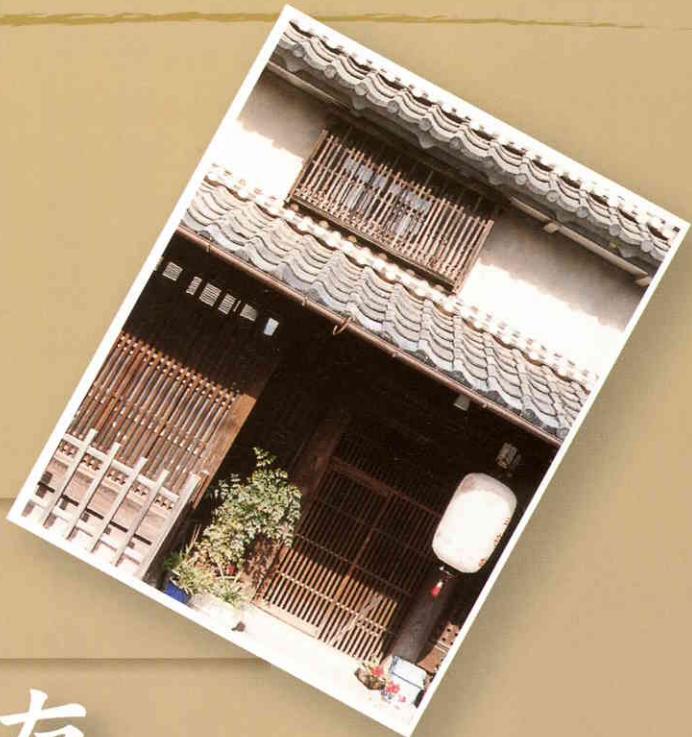


よりよい住環境づくりをめざして

城下町 篠山の 町並み保存



平成15年

篠山市教育委員会

歴史を生かしたまちづくり



城下町・篠山の成り立ち

城下町篠山誕生の契機である篠山城築城は、徳川家康が慶長5(1600)年に関ヶ原の戦いに勝利を収めたことを発端とします。家康は、戦勝後の慶長8(1603)年に征夷大將軍となり江戸に幕府を開きますが、大坂城には豊臣秀吉の後継者である秀頼が健在で、豊臣家ゆかりの諸大名たちもその勢力を温存していたことから、大坂城を包囲する形で近畿の主立った城に譜代大名を配置する必要がありました。

当時の篠山は山陰道の護りの要と位置づけられ、大坂城と西日本の諸大名たちを分断するのに格好の地であったことから、家康は実子松平(松井)康重を篠山5万石へ移封するとともに篠山城築城を命じます。

篠山城は、慶長14(1609)年に、篠山盆地のほぼ中央にある「笹山」という独立丘陵に築かれました。この丘陵に築城したのは、その西と東を「飛ノ山」「王地山」という同規模の丘陵が挟むとともに、南を篠山川が西流し二つの丘陵と相まって防御上有効な地形であったためです。笹山のあった地域は黒岡村と呼ばれる農村地帯であり、古記録によれば997石の石高を有する豊かな村でしたが、築城地として石高385石余にのぼる土地を接収されるとともに村の中心に位置した笹山に築城となったことから、村落自体も城下の北方へ移動させられることになりました。城下町の整備は、この篠山城築城の翌年慶長15(1610)年から開始されます。

城下町・篠山のすがた

城下町は康重の家老岡田内匠らが地割奉行となって、篠山城を中心に方格を基調として縄張りされました。城の東を南下していた黒岡川は、城の南を西方向へ流下するように付け替えられ外濠の機能を持たされました。京街道は城下の南東に引き込まれ、北から西へと城下を貫くように整備されました。城下への出入り口には、真福寺、観音寺、尊宝寺、来迎寺、誓願寺、妙福寺を防御施設として配置しました。街道の両側には町家を配し、東方並びに北方の防壁としての機能を担わせました。この町家の整備は、周辺の町立てていた町家を城下へ強制的に移住させることによって成されました。慶長15年には上立町、下立町、呉服町、上二階町、下二階町、魚屋町の主要な町並みが町立てされており、着々と城下整備が進行したことを伝えています。当時、盆地内には八上、宮田、味間、追入などが商工業者の住む町として賑わいを見せましたが、それらの多くが城下へ移転し中には町としての存続が困難になって村に転落したところもありました。

一方、武家の住まいは城内に家老屋敷を配し、現外濠の周縁に家臣屋敷、その外縁に徒士や中間足軽屋敷を配して、身分によって居住区域を分け藩主の居住する篠山城本丸を重層的に護るよう配置されました。

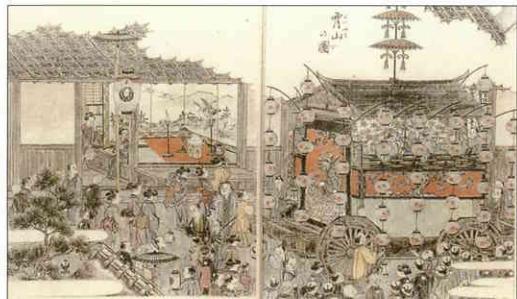
このような町家並びに武家の計画的配置は、築城からおよそ40年後の正保年間(1644~48)までにはほぼ終了しています。18世紀前半代の史料によると、篠山城下町の家数並びに人口は武家で約700軒、町家で約500軒とあり、その史料をもとにした推定人口が武家で約3,500人、町家で約2,700人とされています。城下全体で約6,000人が生活していたことになり、築城から100年後の城下町は藩内における政治経済の中心地として機能していたことを裏付けています。

城下町・篠山の移り変わり

篠山藩には譜代四家が国替えによって次々と移封されています。正保年間までの城下町整備の大半は松井松平家、藤井松平家が藩主を勤める間に行われ、形原松平家に代わる慶安2(1649)年以降は若干町家や武家地整備が行われた程度です。形原松平家は寛延元(1748)年に国替えとなり、その後青山家が移り来て版籍奉還まで藩主を勤めますが、形原松平、青山時代を通して城下町の都市形態に大きな変化はなかったようです。米麦生産主体の山間地の小藩では変化は望むべくもなかったとも言えます。

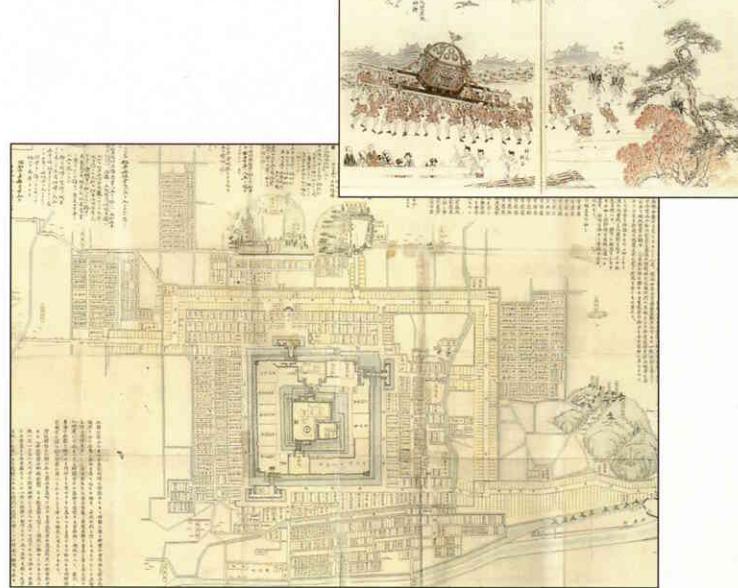
明治元(1868)年に朝廷から山陰道鎮撫使が派遣され、城を明け渡すことにより篠山藩は終焉することになります。翌年には版籍奉還が行われ藩主青山忠敏が篠山藩知事に任命されます。しかし、明治4(1871)年には廃藩置県により忠敏は職を解かれ東京への移住を命じられます。800人の藩士も俸禄を離れ、その後家老、家臣等武家の多くが篠山を立ち退き、篠山城周縁の武家町が衰退していくことになります。

篠山藩の消滅は、藩政執行、経済統制という武家のための町が、城下に集住する商工業者の町へと都市の在り方を変化させる契機になりました。また郡役所、町役場、裁判所や税務所、旧制中学校、女学校といった新しい都市機能が加わることで、多紀郡の行政、教育、経済の中心地として機能し続けることになります。



明治32(1899)年に阪鶴鉄道(現JR福知山線)が開通し、また明治41(1908)年に歩兵第70連隊が設置され、さらに大正10(1921)年に篠山軽便鉄道が城下町内まで敷設されると、市街地が拡大し商店も増加することになります。第2次世界大戦の混乱期に一時停滞することはあったものの、戦後も県立大学の開学等により一定の発展を続けることになります。

昭和19(1944)年、国鉄福知山線篠山口駅(城下町から西方約4km)から支線の国鉄篠山線(近接駅「篠山駅」は城下町を画する篠山川の南方約300m地点)が開通し、同時に篠山鉄道(旧篠山軽便鉄道)が廃線となります。しかし、篠山線も経営合理化によって昭和47(1972)年に廃止されます。戦前の一時期を除き、城下町の中には今日まで鉄道が敷設されたことはなく、日本の各都市に特有の駅前を中核とする市街地開発や無秩序な建築物の乱立といった状況とは無縁でした。また、地域住民の方々の町並み保存に対する意識の高さもあって、歴史的町並みがよく残されてきています。その中でも特に御徒町(西新町)武家屋敷群や河原町妻入商家群は、篠山城下町を代表する歴史的風致を今日に伝えています。



御徒士町にみる
武家屋敷群の特徴

南北の道450mの両側に草葺の屋敷があり、間口は平均8間（約16m）。奥行き25間（約50m）。商家群の間口が3~4間であることと比べると、武家屋敷は間口の広いことが特徴です。



道路から半間（約1m）下げて犬走りを設け、草葺の棟門を持つ築地塀（土塀）を設置。2間ほど後退して主屋がある。



直屋（すぐや）と中門建（ちゅうもんぢ=角屋）の2種類。書院造や寝殿造の出入口（中門）と似ているので中門建と呼ばれ、本屋根に直交する棟をつけ建物をL型（曲屋）にしている。



河原町にみる
商家群の特徴

河原町の商家は篠山城築城の慶長年間に形成され、以降何度か大火をくぐり抜け、現在も数多くの古い町家が残っています。



通りに面して妻入町家が連続して並び、間口が3~4間と狭く、奥行きが20間と深い都市型町家の形態が多い。屋根は檜瓦葺で江戸～明治時代前期のものは中二階。



中二階タイプは出格子窓かムシコ窓で、出格子窓には障子がはめられ、天井は低いが居室として使われていた。ムシコ窓は防火のため土戸を入れ、物置として使用されていた。



平面の形式

右すまい(ドマが左側、部屋が右側)が多い。東側の住宅はザシキを南西隅、床の間を西側に配置。西側の住宅はドマを南側、ザシキを北東隅、床の間を北側に配置する。

侍屋敷

南新町、東新町の武家屋敷は家臣の侍屋敷で屋敷の広さや建物は徒士住宅と大差ないが、長屋門により御徒士町とは異なった景観を見せている。



表構え

1階は大戸と格子、部戸(しとみど)が用いられた。格子は幅2cm~2.5cm材を組んだ「細格子」と幅約4cm材を梁や柱に直接差し込んだ「荒格子」の2種類。大戸を挟んで部屋に「細格子」、ドマに「荒格子」。通りの北側では正面西側に「細格子」、東側に「荒格子」。通りの南側は反対になっている。格子は町並みに軽やかさと伝統的建造物としての趣を与えている。



町並みを保存することは

まちは生きています。そこに住む人々の暮らしがあります。町並みを保存することは、博物館で展示するような保存ではなく、観光の振興を目的とするものでもありません。あくまでも、「住民の生活を含めた町並み保存」であることを基本に、伝統的な建物を現代に調和させ、後世に残していくとするものです。



住民のみなさんが主体の新しいまちづくり

町並み保存は、何より住民の方々の「地域を愛する心」が大切です。生活環境をいかによくしていくか、より誇り高い地域をどのように創出するか、歴史的な町並みを次の世代にどう伝えていくかをテーマとした、住民主体の「新しいまちづくり」事業の一環です。



町並み保存のために

◆伝統的建造物群保存地区制度の活用

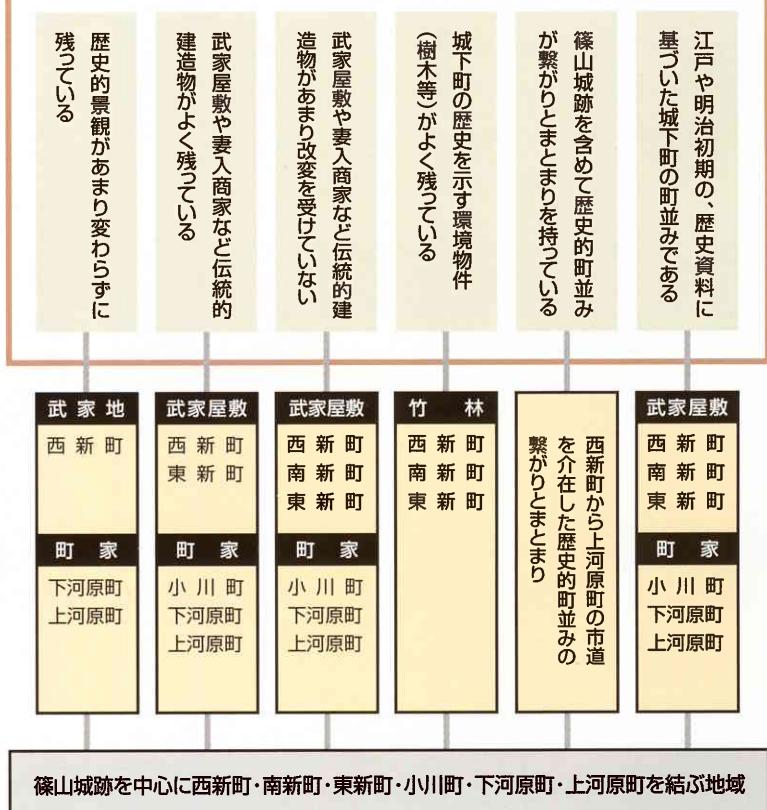
町並みを保存していくには、住民と行政が一体となってどのような町並みに育てていくか合意して進める方法が最適です。教育委員会では、住民の方々のご意見を聞いて一緒に町並み保存の内容を作り上げていきたいと考えています。町並み保存事業の推進に際しては、文化庁の「伝統的建造物群保存地区制度」を活用し、町並み保存の指導や助言を受けてく予定です。

◆伝統的建造物群保存の方法

伝統的建造物の保存は外観だけで、内部は規制されません。外観とは、通りから見える部分（建物の正面・側面・屋根）のことです。材質・色彩・構造等に基準が設けられます。また、伝統的建造物以外の建物等については、町並みの風致に配慮した意匠の基準が設けられます。さらに、建物だけではなく、工作物（門や塀）や自然物（樹木）なども対象となります。こうすることで地域文化財として、価値を高めていきます。



伝統的建造物群保存地区の基本的な考え方



保存地区範囲の考え方

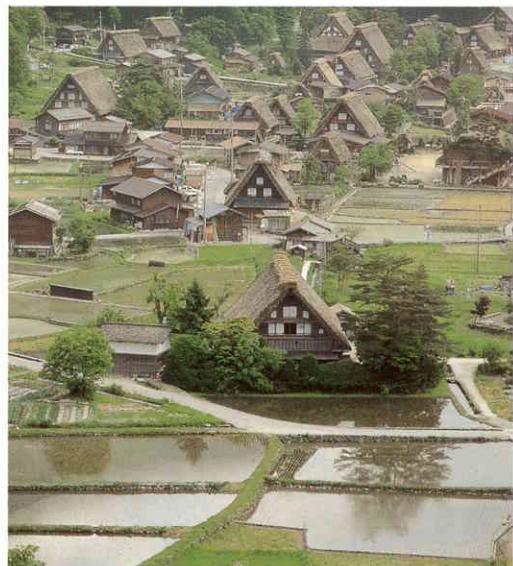


伝統的建造物群保存地区制度

◆全国におよそ60地区

伝統的建造物群保存地区制度(伝建制度)が生まれたのは昭和50年です。以来、地域の歴史や文化を伝える町並みを持つ全国の市町村が次々と名乗りを上げ、その指定地区はすでに60カ所を超え、伝統的建造物を中心に地区全体の歴史的環境が保存され、整備され、歴史的個性を活かした地域活性化が図られています。

1. 函館市元町末広町【港町 北海道】
2. 弘前市仲町【武家町 青森県】
3. 金ヶ崎町城内諏訪小路【武家町 岩手県】
4. 角館町角館【武家町 秋田県】
5. 下郷町大内宿【宿場町 福島県】
6. 佐原市佐原【商家町 千葉県】
7. 川越市川越【商家町 埼玉県】
8. 小木町宿根木【港町 新潟県】
9. 高岡市山町筋【商家町 富山県】
10. 平村相倉【山村集落 富山県】
11. 上平村菅沼【山村集落 富山県】
12. 金沢市東山ひがし【茶屋町 石川県】
13. 上中町熊川宿【宿場町 福井県】
14. 早川町赤沢【講中宿 山梨県】
15. 東部町海野宿【宿場町 長野県】
16. 南木曾町妻籠宿【宿場町 長野県】
17. 椎川村奈良井【宿場町 長野県】
18. 白馬村青鬼【山村集落 長野県】
19. 高山市三町【商家町 岐阜県】
20. 美濃市美濃町【商家町 岐阜県】
21. 岩村町岩村本通り【商家町 岐阜県】
22. 白川村荻町【山村集落 岐阜県】
23. 関町関宿【宿場町 三重県】
24. 大津市坂本【門前町 滋賀県】
25. 近江八幡市八幡【商家町 滋賀県】
26. 五個荘町金堂【農村集落 滋賀県】
27. 京都市上賀茂【社家町 京都府】
28. 京都市産寧坂【門前町 京都府】
29. 京都市祇園新橋【茶屋町 京都府】
30. 京都市鷹嶽鳥居本【門前町 京都府】
31. 美山町北【山村集落 京都府】
32. 富田林市富田林【寺内町 大阪府】
33. 神戸市北野町山本通【港町 兵庫県】
34. 檜原市今井町【寺内町 奈良県】
35. 倉吉市打吹玉川【商家町 鳥取県】
36. 大田市大森銀山【鉱山町 島根県】
37. 倉敷市倉敷川畔【商家町 岡山県】
38. 成羽町吹屋【鉱山町 岡山県】
39. 竹原市竹原地区【製塩町 広島県】
40. 豊町御手洗【港町 広島県】
41. 萩市堀内地区【武家町 山口県】
42. 萩市平安古地区【武家町 山口県】
43. 萩市浜崎町【港町 山口県】
44. 柳井市古市金屋【商家町 山口県】
45. 脇町南町【商家町 徳島県】
46. 丸亀市塩飽本島町笠島【港町 香川県】
47. 内子町八日市護国【製蠣町 愛媛県】
48. 室戸市吉良川町【在郷町 高知県】
49. 甘木市秋月【城下町 福岡県】
50. 吉井町筑後吉井【在郷町 福岡県】
51. 八女市八女福島【商家町 福岡県】
52. 有田町有田内山【製磁町 佐賀県】
53. 長崎市東山手【港町 長崎県】
54. 長崎市南山手【港町 長崎県】
55. 日南市飫肥【武家町 宮崎県】
56. 日向市美々津【港町 宮崎県】
57. 推葉村十根川【山村集落 宮崎県】
58. 出水市出水麓【武家町 鹿児島県】
59. 知覧町知覧【武家町 鹿児島県】
60. 竹富町竹富島【島の農村集落 沖縄県】
61. 渡名喜村渡名喜島【島の農村集落 沖縄県】



60



61

伝統的建造物群保存地区制度について

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）においては、建物や町並みを保存、整備するルールが必要です。

ルールは、質の高い歴史的景観を作る「手引き」であり、住民の方々がまちづくりのために交わす「約束」といえます。

◆伝建地区のルール作り

伝建地区では、保存計画を作成し町並み保存の基本的な考え方、保存地区の範囲、建物の修理方法や新築建物の修景方法などのルールを作り、地区全体の防災計画や町並み保存の支援策などを定めます。



◆保存のための助成・支援

[経費の補助]

- 保存地区内の伝統的建造物やそれ以外の建造物を積極的に歴史的な町並みに調和したものにした場合。

[補助の対象]

- 修理基準、修景基準に基づき、外観の修理・修景やその構造補強をする場合。

[税の優遇措置]

- 伝統的建造物の家屋にかかる固定資産税は、重要伝統的建造物群保存地区に選定された場合は非課税。

◆制度の流れ

1. 伝統的建造物群保存地区保存条例制定

- ・保存審議会の設置
- ・保存や整備に必要な計画の策定
- ・現状変更の許可等を条例で制定

2. 保存審議会の設置

- ・住民代表、有識者、行政による審議会の設置
- ・保存地区範囲の原案作成

3. 保存地区の決定

- ・保存地区範囲の原案を都市計画審議会で討議
- ・都市計画法に基づき保存地区を都市計画決定

4. 保存計画の策定

- ・保存の基本方針と物件の決定
- ・建築物等の修理、修景の方針と基準の決定
- ・保存地区の防災計画の決定
- ・管理施設の整備計画の決定
- ・助成や支援措置の決定

5. 文部科学大臣への選定の申し出

- ・文化庁による町並み調査
- ・文化審議会による諮問
- ・文化審議会の答申を受け、選定の決定
- ・文部科学省の官報による告示

6. 重要伝統的建造物群保存地区の誕生

- ・修理、修景、防災事業の継続的実施